

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 9 1 号
件 名	市民協働課の適切な事務の執行を求めることについて
要 旨	<p>コミュニティーは面識形成が重要なのに、市民協働課は、あんなにないまんじゅうと同じです。要綱等を見ても、無視、放置しています。</p> <p>自治会への事務委託費、1世帯当たり94円の決算書が未提出でも、恥ずかしくて催促しません。結果、監査委員に2回も事務委託費の支給を取りやめることを選択肢に入れるよう意見されても、何の措置もしません。決算書提出は、廃止することを要望します。</p> <p>コミュニティー協議会の決算書提出は、廃止すべきです。任意団体だから、各町内会に決算書の回覧は強制しなくてもよいと議会で採決されました。結果、記入ミス、計算ミス等が多発し、20万円以上のミスがあっても修正・返金ルールがなく、地域課にも照合・点検ルールがありません。コミ協は監査もしません。いいかげんです。結果、監査委員より、残高不明、現金未経理、消費税・源泉徴収不明確、使途・基準不明、現金管理不明確、決算書と現金が不一致等、いっぱい意見されても、放置し、何もありません。</p> <p>自治会設立時の要綱に規則、略図、名簿等の提出を求めています。が、何もしない、求めない要綱は廃止を望みます。名簿がないと、災害時、避難所で避難住民の確認が取れません。</p> <p>コミ協等の報償費の税の控除の問題について、同じ会議でも、区によって控除したり、しなかったり、控除率が間違っていたり、なぜか支払い金額が半額になっていたり、謝礼基準の適用の仕方がばらばらです。基準が理解できない課長が勝手に判断し、認め印を押しています。今の新潟市は、ペナルティーがないから、何でも勝手にできます。恥ずかしいです。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第 1 項 } 令和 2 年 12 月 2 日 } 第 5 項 }</p> <p>市民厚生常任委員会</p>
受 理	令和 2 年 11 月 10 日 第 368 号

年1回発行されるコミ協便りには、本人の顔写真や氏名が掲載され、不特定多数の場所に設置されています。市から補助金が出ているのに、何も点検、照合しません。放置していて危険です。補助金の廃止を要望します。個人に確認しないで掲載されているのです。

ある区で納涼パーティーがあり、ホテルで大声で騒ぐとネットに公表されていました。市長への手紙で指摘したところ、就業時間以外は指導できないという回答でした。年末年始も、ホテルで経済活動を行ってほしいです。（動画に注意）

監査委員事務局には、市民協働課、各区地域課は監査しても何もしないから、無駄だから、監査しないようお願いしてあります。

よって、以下のとおり陳情いたします。

#### 記

- 1 自治会委託費、コミュニティ協議会の決算書提出は廃止すること。
- 2 自治会等設立届は、要綱を廃止すること。
- 3 コミ協等の報償費等は、課長がしっかりと内容を確認して決裁すること。
- 4 年1回発行されるコミ協便りは、個人情報を守られていないから、廃止すること。
- 5 地域の窓口である市民協働課等が先頭に立って宴会等の経済活動をすること。